

公文書公開決定に対する審査請求に係る情報公開・個人情報保護 審査会からの答申について

答申の概要（「検定中教科書の閲覧に関する文書一切」部分公開決定に対する審査請求案件）

1 結論

教育長が行った部分公開決定については、別表に掲げる文書を本件対象文書に含まれるものとして、特定の個人が識別できる情報を除き公開すべきである。

2 理由

(1) 本答申に至る経緯

- 平成 28 年 4 月 1 日 愛媛県情報公開条例（平成 10 年愛媛県条例第 27 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、「検定中教科書の閲覧に関する文書一切」について、公文書公開請求
- 平成 28 年 4 月 13 日 教育長が部分公開決定
〔部分公開理由〕
個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。又は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるため
- 平成 28 年 7 月 1 日 行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、愛媛県教育委員会に対し審査請求
- 平成 28 年 7 月 28 日 条例第 19 条の規定に基づき、本件審査請求について愛媛県情報公開・個人情報保護審査会に諮問
- 平成 28 年 12 月 20 日 同審査会より答申

(2) 本件公文書について

本件公文書は、検定中教科書の閲覧に関する文書一切である。

(3) 本件処分について

教育長は、平成 28 年 4 月 13 日付けで、条例第 7 条第 2 項第 1 号に規定する個人に関する情報を除き、部分公開決定を行った。

(4) 本件処分の妥当性の判断について

ア 公開されていない公文書の公開を求めるものについては、関係書類を調査した結果、本件公文書として認められる文書が存在し、当該文書が、審査請求人の後日の請求により、一部を除き公開されていることから、本件公開請求と認められ、教育長が本件公文書を非公開とした決定は妥当ではない。

イ 決定通知書のとおり厳密な部分公開を求めるものについては、非公開とした部分は個人情報であると認められ、教育長が部分公開とした決定は妥当である。

【参 考】 別 表

	文書名等
1	教科書発行者による自己点検・検証結果の報告に関する情報提供について
2	聞き取り確認用紙 所感一覧表